春日市教育委員会

#### 学習用端末における教育データの取扱いに関する同意書について

平素より、本市の教育活動に御理解・御協力いただきありがとうございます。

春日市では、国が進める GIGA スクール構想の推進に伴い、児童生徒の教育データ(学習履歴、テスト結果、アンケート回答等)を利活用を推進していきます。教育データを適切に活用することで、学習支援や、学校運営の改善、教育政策の立案などが期待されています。

つきましては、下記事項について御確認の上、同意書の提出または回答をお願いします。

記

- 教育データの利用目的及び取り扱う個人情報の種類は以下のとおりです。
  - (I) 教育データの利用目的

児童生徒の学習状況の把握、学習支援、教育効果の向上、教職員の指導力向上、学校運営の改善等

(2) 個人情報の種類

氏名・メールアドレス等の属性情報、学習履歴(テスト結果、課題の提出状況等)、 学習アプリ等の利用状況、学習成果物、アンケート回答、その他教育活動に関する情報

2.データの管理

教育データは各種アプリ等のクラウド(Google Workspace for Education、ロイロノート、その他学習系アプリで利用するクラウド)に保存され、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(文部科学省)に基づき管理します。

3.教育データの第三者提供について

教育データは、以下の場合を除いて、外部の人や組織に提供することはありません。

- (1) 法令に基づく開示を求められた場合
- (2) 児童生徒の安全を確保するために必要とされる場合
- (3) 個人情報がわからないように加工した統計データとして提供する場合
- (4) 上記内容は、必要に応じて変更になる場合があります。

 切り取り線	

#### 学習用タブレット端末及び個人情報の取扱いに関する同意書

令和6年 月 日

(宛先)春日市立白水小学校 学校長 宛

上記事項について確認し、教育データの利活用について同意します。

春日市立白水小学校 年 組 番 児童生徒名

保護者氏名

### 様式第2号(第7条関係)

保護者の皆様へ

春日市教育委員会

学習用タブレット端末の貸与に関する同意書の提出について

平素より、本市の教育活動に御理解御協力いただきありがとうございます。

春日市では、国が進める GIGA スクール構想の下、教育委員会が所有する学習用タブレット端末及びその付属品(以下「学習用タブレット」という。)の貸与を行っています。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、本同意書を<u>4月26日(金)</u>までに学級担任へ御提出ください。

なお、本同意書の提出がない場合、学習用タブレットを児童生徒に貸与することができず、教育活動に支障をきたしますので、御協力いただきますようお願いいたします。

記

- I 学習用タブレット端末の取扱いについて
  - (I) 学習用タブレットの貸与にあたり、「春日市立小中学校の児童生徒へのタブレット端末等 の貸出事業実施要領」の遵守をお願いします(裏面を御参照ください。)。
  - (2) 遵守事項が守られず、貸与された学習用タブレットが正常に使用できる状態で返却されなかった場合は、弁償や修繕等の対応をしていただくことがあります。
  - (3) 転出や卒業を含め、現在通学している学校での在籍期間が終了する場合は、貸与を受けた 学習用タブレットを遅滞なく返却してください。
- 2 学習用タブレットの情報取得について

学習用タブレットの不正利用の防止、セキュリティ事故の調査、利用状況の把握等のため、 アクセス履歴のログ等必要な情報を取得し、確認することがあります。

- 3 権利保護について
  - (1) 写真撮影、録音や録画等を行う時は、相手の許可を得てから行ってください。
  - (2) 自分や他者の個人情報等を、インターネット上に公開してはいけません。
  - (3) 他者を傷つけたり、不快感を与えたりするような使い方をしてはいけません。

(宛先) 春日市立白水小学校 校長	
	提出日: 令和6年 4月 日
上記事項について、利用者である児童生徒に営	学習用タブレットを丁寧かつ適切に取り扱わ
せることを含め、全ての事項を遵守することに同	]意し、学習用タブレットの貸与を受けます。
春日市立 <u>白水小</u> 学校年組番	児童生徒氏名
	保護者氏名

ご家庭で本同意書の写真を撮る等して、学習用タブレットを返却するまで大切に保管してください。

※ 記入いただいた個人情報を、他の事業に利用したり第三者に提供したりすることはありません。

春日市立小中学校の児童生徒へのタブレット端末等の貸出事業実施要領【抜粋】

(貸与物品の取扱い)

第9条 利用者及びその保護者(以下「利用者等」という。)は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて教育委員会及び学校長の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。

- 2 利用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (I) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
  - (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
  - (4) 貸与物品を教育の目的以外に使用すること。
  - (5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
  - (6) 貸与物品に学校長の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。
  - (7) 教育委員会や別に定める学習用タブレットの使用に関するルール等に反する行為を行うこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、学習用タブレットの貸与の目的に反する行為をすること。
- 3 利用者等は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

- 第 10 条 学習用タブレットを在籍校以外の場所で使用する場合の充電及び通信(次項の利用者が貸与を受けた モバイルルーターを当該利用者の自宅で使用する場合を除く。)に要する経費は、利用者の保護者の負担とす る。
- 2 (省略)

(紛失、盗難又は毀損の届出)

- 第 II 条 利用者の保護者は、利用者が貸与物品を紛失し、盗まれ、又は毀損した場合は、直ちに学校長に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は第9条の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者の保護者は、その現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 利用者の保護者は、利用者が貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(貸与決定の取消し)

- 第 13 条 教育委員会は、貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。
  - (1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
  - (2) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

- 第 14 条 利用者の保護者は、貸与期間の終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 2 利用者の保護者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、 貸与物品を返却しなければならない。
- 全文は春日市ホームページ(ページ番号:1014360)でご確認ください。



#### 様式第3号(第7条関係)

保護者の皆様へ

春日市教育委員会

### モバイルルーター借用書兼誓約書の提出について

家庭学習に活用するための学習用タブレットの持ち帰りの実施に際し、学習用タブレットをインターネットに接続するための家庭内の通信環境が整っていない御家庭に対して、モバイルルーターを貸与します。希望される保護者の方は、下記の内容を御確認いただき、本借用書兼誓約書を学級担任へ 月 日( )までに御提出ください。

記

#### 1 対象者

学習用タブレットをインターネットに接続するための**家庭内の通信環境が整っていない者**で、モバイルルーターの貸与を希望する者。

- 2 モバイルルーターの取扱いについて
  - (I) モバイルルーターの貸与にあたり、「春日市立小中学校の児童生徒へのタブレット端末等 の貸出事業実施要領」の遵守をお願いします(裏面をご参照ください。)。
  - (2) 貸与された学習用タブレット以外は接続しないでください。
  - (3) 教育以外の目的に使用しないでください (通信量には上限があります。)。
  - (4) 故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。
  - (5) 転出や卒業を含め、現在通学している学校での在籍期間が終了する場合には、貸与を受けたモバイルルーターを遅滞なく返却してください。
  - (6) 上記の事項が守られず、モバイルルーターが正常に使用できる状態で返却されなかった場合は、弁償や修繕等の対応をしていただくことがあります。

(宛先)春日市立白水小学校 校長	
	提出日: 令和6 年 月 月
上記事項について、利用者である児童st	生徒にモバイルルーターを丁寧かつ適切に取り扱わ
せることを含め、全ての事項を遵守するこ	ことに同意し、モバイルルーターの貸与を受けます。
春日市立 白水小 学校 年 組	番 児童生徒氏名 (兄弟姉妹が在学している場合は、長子の氏名のみご記入ください)
	保護者氏名
貸与希望期間: 令和 年 月	日から_令和年月日まで
※ 記入いただいた個人情報を、他の事業にを	利用したり、第三者に提供したりすることはありません。

ご家庭で本同意書の写真を撮る等して、モバイルルーターを返却するまで大切に保管してください。

春日市立小中学校の児童生徒へのタブレット端末等の貸出事業実施要領【抜粋】

(貸与物品の取扱い)

- 第9条 利用者及びその保護者(以下「利用者等」という。)は、貸与物品の使用方法及び取扱いについて教育委員会及び学校長の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。
- 2 利用者等は、次に掲げる行為をしてはならない。
  - (I) 貸与物品を利用者以外の者(利用者を指導する教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。
  - (2) 貸与物品を売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
  - (3) 貸与物品に装飾等を行い、受領時の状態に戻せないようにすること。
  - (4) 貸与物品を教育の目的以外に使用すること。
  - (5) 貸与物品を利用し、利用者以外の者に対して危害を加えること。
  - (6) (省略)
  - (7) 教育委員会や別に定める学習用タブレットの使用に関するルール等に反する行為を行うこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、学習用タブレットの貸与の目的に反する行為をすること。
- 3 利用者等は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理運営に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(充電及びインターネット通信に係る経費)

#### 第 I 0 条 (省略)

2 利用者がモバイルルーターの貸与を受けた場合は、当該モバイルルーターを利用するための通信会社との契約及びその設定は、教育委員会が行うものとする。この場合において、当該契約に要する経費は教育委員会が 負担し、当該モバイルルーターの充電に要する経費は、利用者の保護者の負担とする。

(紛失、盗難又は毀損の届出)

- 第 II 条 利用者の保護者は、利用者が貸与物品を紛失し、盗まれ、又は毀損した場合は、直ちに学校長に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は第9条の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者の保護者は、その現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第 12 条 利用者の保護者は、利用者が貸与物品の使用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により教育委員会又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

(貸与決定の取消し)

- 第 13 条 教育委員会は、貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与の決定を取り消すことができる。
  - (1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
  - (2) 貸与物品の管理運営において特別な事情が生じたとき。

(貸与物品の返却)

- 第 14 条 利用者の保護者は、貸与期間の終了日までに、貸与物品を返却しなければならない。
- 2 利用者の保護者は、前条の規定により貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、 貸与物品を返却しなければならない。

全文は春日市ホームページ(ページ番号:1014360)でご確認ください。



# タブレットを使うときの5つのやくそく

□ タブレットを使うときは姿勢よくしよ

・タブレットを見るときは、 曽から30cm以上はなして見よう。



## □ 30分に1回はタブレットから自をはなそう

・30分に1回はタブレットの画面から して、20秒以上、遠くを見よう。



### □ ねる前はタブレットを使わないようにしよう

· ぐっすりねるために、ねる1時間前からは デジタル機器を使わないようにしよう。



# □ 自分の目を大切にしよう

・時間を決めて遠くを見たり、 曽がかわかないようにまばたきをしたりして、 自分の目を大切にしよう。



# □ ルールを守って使おう

・ 対検ったら1回休む、学校のタブレットは べんきょうに関係のないことに使わないなど、 学校やおうちのルールを守って使おう。



# 1人1台端末の時代となりましたーご家庭で気をつけていただきたいこと①

□ 端末を使うときの健康面の注意点について

端末を使うときの健康面でのポイントを、本人の習慣として身に つけられるよう、学校でも指導しますが、特に低年齢のお子さま の場合などは、保護者の方にも気にかけていただけると効果的です。





- ① 目を、画面から30cm以上、離して使う
  - ■そのためには、良い姿勢を保つことが重要です。お子さまの成長に 応じて、机と椅子の高さを正しく合わせることも必要です。
- ② <u>30分に1回は、20秒以上画面から目を離して、</u> 遠くを見る
- ③ 部屋の明るさに合わせて、画面の明るさを調整する
  - ☞一般には、夜に自宅で使用する際には、昼間に学校の教室で使用する際よりも、明るさ(輝度)を下げます。
  - ☞画面の反射や画面への映り込みを防止するために、 画面の角度も調整します。
    - ※①や②は、紙の本や資料を読む場合でも重要です。

### ご家庭で気をつけていただきたいこと②

### □ 端末の利用時間等のルールについて

ご家庭で過ごす時間全体の中で、ご家庭で用意 したデジタル機器も含めて、端末を、いつどのよう に使うか、お子様と話し合うことが大切です。



### く最低限、守っていただきたいこと>

- ・少なくとも、寝る1時間前からは、デジタル機器の 利用を控えるようにします。
  - ■睡眠前に強い光を浴びると、入眠作用があるホルモン「メラトニン」の分泌が阻害され 寝つきが悪くなります。
- ・学校で配られた端末は、学習に関係ない目的では使いません。
- ・学校で配られた端末は、大切に使い、絶対にこわしません。

健康面に気をつけて使う場合でも、デジタル機器を使う時間があまりに長くなると、人と人と のリアルな関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する学習、地域社会での体験活動など の時間も、少なくなってしまいます。

成長期のお子様のバランスの良い発達の観点からも、(使い方にもよるため、一概に何時間までならOKということはいえませんが)、お子様がさまざまな経験や活動ができるよう、ご家庭でもデジタル機器全般の使い方について、この機会にお考えください。

### □ 端末の安全な利用について

お子様のインターネット使用時や、スマートフォンを持たせる際には、 インターネット上の犯罪等の被害者や加害者にならないようにするなど、 適切な指導が必要です。

FFフィルタリングは、お子様にとって不適切な情報へのアクセスを遮断したり、インターネット でのトラブルを防いだりするのに役立ちます。

ご家庭で用意するデジタル機器に、携帯電話会社などが提供するフィルタリングサービスを 活用することについてもご検討ください。



